下請契約等自己点検票チェックシートの点検要領

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 点検項目 | 点検要領 |
| 1 | 下請への支払いは契約書に従い適切に行います。 | 【はい】となる例・受注者は一次下請負人への支払いを建設業法等に基づき適切に行う。【いいえ】となる例　**※1**・受注者による一次下請負人への支払いが建設業法等に基づき不適切となる。 |
| 2 | 下請工事の種類に対応する有効な建設業許可を有する者である。 | 【はい】となる例・一次下請負人は有効な建設業許可を有する者である。・有効な建設業許可はないが、法令で定める軽微な工事に該当する。・更新した場合は、その許可証が添付されているものとする。【いいえ】となる例　**※2**・有効な建設業許可はなく、法令で定める軽微な工事にも該当しない。 |
| 3 | 社会保険等未加入業者でない。 | 【はい】となる例・一次下請負人は社会保険等に加入している者である。・社会保険等適用除外のため加入していない者である。【いいえ】となる例　**※2**・社会保険等適用対象であるにもかかわらず加入していない者である。 |
| 4 | 入札参加停止期間中の者でない。 | 【はい】となる例・一次下請負人は入札参加停止期間中の者でない。・入札参加停止期間中であるが、入札参加停止開始日より前に下請契約を締結した。【いいえ】となる例　**※2**・入札参加停止期間中であり、入札参加停止開始日以後に下請契約を締結した。 |
| 5 | 工事の施工について著しく不適切な者でない。 | 【はい】となる例・一次下請負人は工事を的確に施工しうる十分な技術・技能がない等の著しく不適当な者でない。【いいえ】となる例　**※2**・工事を的確に施工しうる十分な技術・技能がない等、著しく不適当な者である。 |
| 6 | 業務の半分以上を行っている。 | 【はい】となる例・受注者は管理業務（施工計画の作成・工程・品質・安全・コスト管理等）を主だって行っている。・技術的指導（主任技術者等の配置や法令順守・職務遂行の確認・統括的技術指導）を行っている。・発注者や下請負との協議・調整、近隣住民説明等について主だって行っている。【いいえ】となる例　**※1**・受注者は管理業務の過半以上を主だって行っていない。・技術的指導の過半以上を主だって行っていない。・発注者や下請負との協議・調整、近隣住民説明等について主だって行っていない。 |
| 7 | 暴力団員等ではない。 | 【はい】となる例・一次下請負人は暴力団員等ではない。【いいえ】となる例　**※2**・受注者は一次下請負人が暴力団員等であることを知っている。 |
| 8 | 法令や指針等に抵触する事実はない。 | 【はい】となる例・一次下請負人に当該事実はない。【いいえ】となる例　**※3**・当該事実がある。 |

【いいえ】に該当する場合は、下請契約等自己点検票にその理由と改善策等を記載したうえで、裏面記載の対応を行うこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 点検項目 | 点検要領 |
| 9 | 市内企業である。 | ※市と受注者の請負契約金額（税込）が、土木5億円以上、建築9億円以上の工事の場合は当項目を記載してください。市内企業とは、市内業者と準市内業者をいう。市内業者・・・奈良市内に本社、本店を有する事業者。準市内業者・・奈良市外に本社、本店を有するが、奈良市内に支社、支店、営業所等を有し、その代表者に見積り、入札、契約締結、納入、代金の請求・受領その他契約履行に関する権限が与えられた者がいる事業者【はい】となる例　・一次下請負人は上記に照らし合わせて市内企業である。【いいえ】となる例　・上記に照らし合わせて市内企業とならない。→　下記イ～ニからその理由を選択し「いいえ」欄に記入を行うこと。　　イ　見積額が高い　　ロ　必要な技能を有していると判断できない　ハ　工種別の下請業者との契約は規定として決まっている　　ニ　その他（　具体的に別欄に記入をお願いします　）　 |

|  |
| --- |
| 「※」対応一覧 |
| **※1**　受注者は、直ちに是正措置を講じる必要があります。**※2**　受注者は、直ちに下請負人の変更等の是正措置を講じる必要があります。**※3**　この場合、受注者は、直ちに是正措置を講じるとともに、行政庁等に通知する必要があります。 |